



令和6年度 教育委員会 第1回定例会 議案

1 日 時 令和6年4月3日(水) 午後4時00分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 報告事項

(3) 閉 会

第1回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
配付 報告 1	監査結果に関する報告	P1
配付 報告 2	令和6年度静岡県立高等学校入学者選考結果の概要	P5
配付 報告 3	令和6年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考結果の概要	P7
配付 報告 4	障害を理由とする差別の解消に関する静岡県職員対応要領等の改正	P9

監査結果に関する報告

(財務課)

令和 5 年度第 5 回の監査結果

1 指摘等事項の概要

令和 6 年 3 月 27 日に、令和 5 年度 5 回目の監査結果の報告があった。

今回は、令和 6 年 1 月 11 日から 3 月 12 日までに実施した県立学校 13 所属の定期監査(書面監査)の報告で、教育委員会については、指摘等はなかった。

また、同期間に随時監査が 7 所属で実施されたが、指摘等はなかった。

監査第 82 号- 2
令和 6 年 3 月 27 日

静岡県教育委員会教育長
池 上 重 弘 様

静岡県監査委員 森 裕

静岡県監査委員 渡 邊 芳 文

静岡県監査委員 竹 内 良 訓

静岡県監査委員 四 本 康 久

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 6 年 1 月 11 日から 3 月 12 日までに実施した監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

第1 監査の概要

令和6年1月11日から3月12日までに実施した出先機関に係る監査である。

出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

また、現金、預金、郵券類等の管理状況及び財務会計の事務手続について、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査を随時監査として実施した。

第2 定期監査（出先機関）の結果

1 監査結果がある機関 該当なし

2 監査結果がない機関

- (1) 下田高等学校（監査実施日 令和6年2月9日）
- (2) 松崎高等学校（監査実施日 令和6年2月8日）
- (3) 稲取高等学校（監査実施日 令和6年2月8日）
- (4) 伊豆伊東高等学校（監査実施日 令和6年2月14日）
- (5) 静岡西高等学校（監査実施日 令和6年2月14日）
- (6) 静岡農業高等学校（監査実施日 令和6年2月14日）
- (7) 静岡商業高等学校（監査実施日 令和6年2月14日）
- (8) 藤枝北高等学校（監査実施日 令和6年1月11日）
- (9) 浜名高等学校（監査実施日 令和6年2月14日）
- (10) 新居高等学校（監査実施日 令和6年1月18日）
- (11) 浜北特別支援学校（監査実施日 令和6年2月14日）
- (12) 浜松みをつくし特別支援学校（監査実施日 令和6年2月14日）
- (13) 中央特別支援学校（監査実施日 令和6年2月14日）

第3 随時監査（出先機関）の結果

1 監査結果がある機関 該当なし

2 監査結果がない機関

- (1) 裾野高等学校
 - ア 監査実施日 令和6年3月12日
 - イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等
- (2) 富士宮西高等学校

- ア 監査実施日 令和6年3月12日
 - イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等
- (3) 静岡城北高等学校
- ア 監査実施日 令和6年3月12日
 - イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等
- (4) 静岡中央高等学校
- ア 監査実施日 令和6年3月12日
 - イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等
- (5) 焼津中央高等学校
- ア 監査実施日 令和6年3月12日
 - イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等
- (6) 横須賀高等学校
- ア 監査実施日 令和6年3月12日
 - イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等
- (7) 磐田北高等学校
- ア 監査実施日 令和6年3月12日
 - イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等

令和6年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要

(高校教育課)

1 入学者選抜の概要 (() 内の数字は令和5年度選抜のデータを示す。)

(1) 全日制の課程

項目	一般選抜	特別選抜					再募集	合計
		海外帰国生徒	外国人生徒	長期欠席生徒	連携型	県外生徒特色		
実施校数 ※1	90 (90)	15 (15)	9 (9)	2 (2)	3 (3)	2 (2)	43 (47)	
実施科数 ※2	162 (163)	17 (17)	12 (12)	2 (2)	3 (3)	2 (2)	51 (64)	
募集定員	※3 17,699 (18,598)	16+若干名 (16+若干名)	若干名 (若干名)	若干名 (若干名)	定めない (定めない)	9 (13)	688 (953)	
志願者数	18,594 (19,151)	12 (20)	26 (11)	19 (20)	46 (77)	5 (5)	63 (62)	18,765 (19,346)
受検者数	18,523 (19,024)	12 (20)	26 (11)	19 (20)	45 (77)	5 (5)	63 (62)	18,694 (19,219)
合格者数	17,283 (17,775)	9 (15)	22 (8)	18 (18)	45 (77)	5 (4)	59 (54)	※4 17,441 (17,951)
実質倍率	1.07 (1.07)	1.33 (1.33)	1.18 (1.38)	1.06 (1.11)	1.00 (1.00)	1.00 (1.25)	1.07 (1.15)	

※1 分校等を1校と数える。

※2 小学科数を示す。くり募集は1科として数える。

※3 一般選抜の募集定員には、特別選抜の募集定員を含む。

令和6年度の公立高等学校全日制の課程の全募集定員は18,010人であるが、ここでは、併設する中等部からの入学予定者311人(沼津市立沼津55人、清水南101人、浜松西155人)を除く。

※4 併設する中等部からの入学予定者数を含むと、合格者数合計は17,752人となる。

(2) 学年制による定時制の課程

項目	一般選抜	再募集	合計
実施校数	15 (17)	13 (16)	
実施科数	15 (17)	13 (16)	
募集定員	600 (680)	318 (402)	※ 600 (680)
志願者数	320 (309)	18 (25)	338 (334)
受検者数	315 (305)	18 (25)	333 (330)
合格者数	282 (278)	9 (17)	291 (295)
実質倍率	1.12 (1.10)	2.00 (1.47)	

※募集定員の合計は、定員策定時(R5年11月発表)のものである。

(3) 単位制による定時制の課程

項目	春季		秋季	合計
	一般選抜	再募集		
実施校数	4 (3)	4 (3)	4 (3)	
実施科数	4 (3)	4 (3)	4 (3)	
募集定員	593 (576)	70 (169)	87 (64)	※ 680 (640)
志願者数	536 (416)	15 (10)	— (55)	— (481)
受検者数	529 (413)	15 (10)	— (53)	— (476)
合格者数	523 (407)	13 (9)	— (46)	— (462)
実質倍率	1.01 (1.01)	1.15 (1.11)	— (1.15)	

※募集定員の合計は、定員策定時(R5年11月発表)のものである。

2 学力検査の結果

平均点（50点満点）及び標準偏差（（ ）内の数字は令和5年度選抜のデータである。）

教科	平均点	標準偏差
国語	33.81 (33.55)	7.26 (7.63)
数学	24.16 (26.15)	8.88 (8.89)
英語	30.26 (27.25)	10.96 (11.33)
社会	27.19 (30.33)	9.91 (9.30)
理科	25.64 (25.64)	10.88 (9.73)
合計（参考）	141.06 (142.92)	
実施校数	90校 (90校)	

※分校等を1校と数える。
全日制の課程のみ。

3 実質倍率の高かった学校の状況

	学校名	科名	募集定員	受検者数	合格者数	実質倍率
1	磐田南	理数	40	87	42	2.07
2	掛川西	理数	40	84	42	2.00
3	浜松南	理数	40	78	42	1.86
4	沼津東	理数	40	72	40	1.80
5	天竜	福祉	20	10	6	1.67

4 定員割れした学校の状況（全日制の課程）

	学校名	科名	募集定員	受検者数	合格者数	再募集合格者	定員割れ
1	松崎	普通	80	35	35	1	44
2	佐久間分校	普通	40	11	11	0	29
3	天竜	総合	120	82	88	4	28
4	島田工業	機械・電気・情報電子	120	91	91	2	27
5	島田工業	建築・都市工学	80	52	52	1	27

5 その他

- (1) 県内への保護者の転居を伴わない学校裁量枠（「中学校における学習」を除く）の受検
7校13人受検、7校12人合格
- (2) 日本国内にある外国人学校からの受検
2校2人受検、1校1人合格
- (3) 外国にルーツがあり、平成30年4月以降に入国した者に対する学力検査問題等へのルビ振り
15校48人配慮願提出

令和 6 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考の結果の概要

(特別支援教育課)

1 高等部入学者選考結果

	募集定員	志願者数	受験者数	合格者数	再募集合格
令和 6 年度	866 人	683 人	682 人	671 人	1 人
令和 5 年度	850 人	679 人	679 人	655 人	1 人
令和 4 年度	925 人	786 人	786 人	744 人	1 人

- ・本校と分校の併願があるため、志願者数及び受験者数は重複してカウント。
- ・分校以外の不合格者は、なし。
- ・合格前辞退者　なし
- ・受検前辞退者　1 人（城北分校）
- ・合格発表後辞退者　0 人
- ・再募集　1 人（富士）

2 高等部専攻科入学者選考結果

	募集定員	志願者数	受験者数	合格者数	再募集合格
令和 6 年度	16 人	5 人	5 人	5 人	0 人
令和 5 年度	16 人	1 人	1 人	1 人	0 人
令和 4 年度	16 人	4 人	4 人	4 人	0 人

令和6年度県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科入学者選考結果

1 高等部入学者選考結果

障害種	学校名	学科	募集定員	志願者数	受験者数	合格者数	再募集数 (内数)	備考
視覚障害	沼津視覚	保健理療科	8	2	2	2	0	
	静岡視覚	保健理療科	8	0	0	0	0	
	浜松視覚	普通科	8	3	3	3	0	
	視覚計		24	5	5	5	0	
聴覚障害	沼津聴覚	特進技能科	8	1	1	1	0	
		生産応用科	8	0	0	0	0	
	聴覚計		16	1	1	1	0	
知的障害	伊豆の国	普通科	21	19	19	19	0	
	伊豆松崎	普通科	12	6	6	6	0	
	御殿場	普通科	24	17	17	17	0	
	小山	普通科	16	15	15	15	0	
	沼津	普通科	30	24	24	24	0	
	伊豆田方	普通科	18	13	13	13	0	
	愛鷹	普通科	18	11	11	11	0	
	東部 伊豆高原	普通科	24	18	18	18	0	
	富士	普通科	45	36	36	36	1	再募集1
	富士宮	普通科	27	21	21	21	0	
	富士東	普通科	18	9	9	9	0	
	清水	普通科	39	34	34	34	0	
	静岡北	普通科	66	64	64	64	0	
	南の丘	普通科	27	31	31	27	0	不合格4
	藤枝	普通科	39	30	30	30	0	
	焼津	普通科	18	12	12	12	0	
	吉田	普通科	21	20	20	20	0	
	掛川	普通科	36	27	27	27	0	
	御前崎	普通科	18	14	14	14	0	
	袋井	普通科	42	33	33	33	0	
	磐田見付	普通科	18	24	24	18	0	不合格6
	浜松	普通科	39	35	35	35	0	
	城北	普通科	27	29	28	27	0	不合格1、受検辞1
	浜北	普通科	54	45	45	45	0	
	浜松みをつくし	普通科	27	19	19	19	0	
	浜名	普通科	24	19	19	19	0	
	知的計		748	625	624	613	1	
肢体不自由	東部	普通科	15	7	7	7	0	
	中央	普通科	18	10	10	10	0	
	西部	普通科	24	18	18	18	0	
	肢体不自由計		57	35	35	35	0	
病弱	天竜	普通科	21	17	17	17	0	
	病弱計		21	17	17	17	0	
	特別支援学校計		(866)	(683)	(682)	(671)	(1)	

2 高等部専攻科入学者選考結果

障害種	学校名	学科・学級	募集定員	志願者数	受験者数	合格者数	再募集数 (内数)	備考
視覚障害	浜松視覚	理療科	8	5	5	5	0	
		保健理療科	8	0	0	0	0	
	視覚計		16	5	5	5	0	
	特別支援学校計		(16)	(5)	(5)	(5)	(0)	

障害を理由とする差別の解消に関する静岡県職員対応要領等の改定

(教育総務課)

1 概要

- ・ 障害者差別解消法の改正法が令和 6 年 4 月 1 日に施行された。
- ・ 基本方針が変更されたことにより、今回、国の職員対応要領が改定された。
- ・ 国職員対応要領が改定されたことを受け、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（以下「職員対応要領」という。）を改定した。また、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針が一部改正されたことを受け、障害を理由とする差別の解消に関する静岡県職員対応マニュアル（以下「職員対応マニュアル」という。）を改定した。

国	静岡県教育委員会
要領（内閣府）	職員対応要領 改定
対応指針（文科省）	職員対応マニュアル 改定

2 主な改定の内容

(1) 職員対応要領

該当	項目	内容
第 2 条	「障害者」の対象範囲を明記	高次脳機能障害、難病等により起因する障害を含む ことを明記
第 7 条	研修内容を明記	「必要な研修を行う」を、「 法や基本方針等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修を行う 」に変更

(2) 職員対応マニュアル

項目	内容
不当な差別的取扱いの基本的な考え方の追記	社会的障壁を解消するための手段(車椅子、補助犬等)の利用等を理由として行われる差別も、「不当な差別的取扱い」に該当する旨を追記。
例の記載を追記	以下を追記 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「正当な理由がなく不当な差別的取扱いに該当する」と考えられる例 ・ 「正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない」と考えられる例 ・ 「合理的配慮の提供義務違反に該当する」と考えられる例 ・ 「合理的配慮の提供義務に反しない」と考えられる例
建設的対話・相互理解の重要性の追記	以下を追記 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実現可能な対応案を考えていくためには、障害者と職員双方がお互いの状況の理解に努めることが重要 等
合理的配慮の基本的な考え方から業務の委託に関する内容を削除	事業者による合理的配慮の義務化を踏まえ、「業務委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努める」としていた部分を削除。

静岡県教育委員会訓令乙第1号

本庁
各教育事務所
各教育機関
各県立学校

障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県教育委員会職員対応要領（平成28年静岡県教育委員会訓令乙第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、静岡県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する職員（非常勤職員、臨時職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、教育長が別に定める「静岡県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応マニュアル」に留意するものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、静岡県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する職員（非常勤職員、臨時職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（<u>難病等により起因する障害を含む。</u>）をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、教育長が別に定める「静岡県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の</p>

<p>(管理者の責務)</p> <p>第4条 職員のうち、本庁及び現地機関にあっては管理職手当に関する規則（昭和33年静岡県人事委員会規則7-36）第2条に規定する者、県立学校にあっては管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年静岡県人事委員会規則14-1）第2条に規定する者（以下「管理者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(研修・啓発)</p> <p>第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者に適切に対応するために必要な「静岡県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応マニュアル」等により、意識の啓発を図る。</p>	<p>推進に関する対応マニュアル」に留意するものとする。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第4条 職員のうち、本庁及び現地機関にあっては管理職手当に関する規則（昭和33年静岡県人事委員会規則7-36）第2条に規定する者、県立学校にあっては管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年静岡県人事委員会規則14-1）第2条に規定する者（以下「管理者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(研修・啓発)</p> <p>第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、<u>法や基本方針等の周知や、障害者から話を聞く機会を設ける</u>など必要な研修・啓発を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、<u>性別や年齢等にも配慮しつつ</u>障害者に適切に対応するために必要な「静岡県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応マニュアル」等により、意識の啓発を図る。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令乙は、令和6年4月1日から施行する。